受　託　研　究　契　約　書（案）

（契約項目表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 甲 | | | 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 | |
| 乙 | | | ○○○○株式会社 | |
| １. | 研究題目 （第２条関係） | | ○○○○に関する研究 | |
| ２. | | 研究期間  （第２条、第２６条関係） | 契約締結日　から　令和　年　月　日まで | |
| ３. | | 研究担当者  ※印：研究代表者  （第５条関係） | 氏名・所属部局・職名 | |
| ※〇〇　〇〇・先端科学技術研究科　〇〇領域・教授  　△△　△△・先端科学技術研究科　〇〇領域・教授 | |
| ４. | | 甲の施設における研究経費  （消費税額及び地方消費税額含む）  （第６条、第８条、第２４条関係） | 直接経費 | 間接経費 |
| X,XXX,XXX円 | XXX,XXX円 |
| 合計　　　X,XXX,XXX円 | |

乙は、上記の契約項目表記載の研究（以下「本研究」という。）を甲に委託し、甲はこれを受託し実施するものとする。実施するにあたり、次の基本項目表及び各条のとおり受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
|  | 奈良県生駒市高山町８９１６番地の５ |
| （甲） | 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 |
|  | 学　　長　　　　　塩　﨑　一　裕　　印 |
|  |  |
|  |  |
|  | ○○県○○市○○１丁目１番１号 |
| （乙） | ○○○○株式会社 |
|  | 代表取締役社長　　○　○　○　○　　印 |

(基本項目表)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １. | 研究目的  （第２条関係） |  | | | |
| ２. | 研究概要  （第２条関係） |  | | | |
| ３. | 研究費の納付期限  （第６条関係） | 甲の発行する請求書発行日から起算して３０日後 | | | |
| ４. | 取得した設備等の帰属  （第８条関係） | 甲に帰属 | | | |
| ５. | 甲の研究実施場所に受け入れられる乙の設備等  （第９条関係） | | | | |
| 設置場所 | 設備等 | | | |
| 名称 | 規格 | 数量 | 取得金額 |
| 先端科学技術研究科　○○領域 | ○○○○○装置 | ○○－○○ | １式 | ○○○○円 |
| ６. | 秘密保持義務の有効期間  （第１７条関係） | 研究期間及び本研究終了又は中止の日の翌日から起算して２年間 | | | |

（定義）

第１条　本契約において、次に掲げる用語は次の定義による。

（１）「研究成果物」とは、次に掲げるものをいう。

イ　論文等の文書としてまとめたもの

ロ　研究によって得た試薬、試料、実験動物、植物、細胞株、菌株、遺伝子、試作品、実験装置等の研究目的に使用可能な研究試料で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するもの

ハ　研究の成果によって得た発明、考案、意匠、コンピュータプログラム・データベースに係る著作物（コンピュータプログラム・データベースに係る著作物を以下本契約において「プログラム等」という。）、技術ノウハウ（なお、以下本契約において「技術ノウハウ」とは、甲及び乙の合意により「技術ノウハウ」として指定した技術情報に限る。）等の知的財産（イ、ロに掲げられる研究成果物に含まれているか否かを問わない。）

（２）「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ　特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権及び上記各権利を受ける権利

ロ　著作権法に規定するプログラム等の著作権

ハ　半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利

ニ　種苗法に規定する育成者権及び品種登録を受ける地位

ホ　技術ノウハウを使用する権利

へ　外国におけるイからホに掲げる権利に相当する権利

（３）本契約において「知的財産権の実施」とは、特許法第２条第３項に規定する行為、実用新案法第２条第３項に規定する行為、意匠法第２条第２項に規定する行為、商標法第２条第３項に規定する行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に規定する行為、著作権法第２条第１項第１５号及び同項第１９号に規定する行為、技術ノウハウを使用する行為及び上記各行為を自らの業務のために第三者に行わせる行為をいう。

（４）本契約において「独占的実施」とは、次のことをいう。

イ　許諾対象である甲単独の知的財産権につき、独占的に実施し又は実施し得ること（専用実施権又は独占的通常実施権に基づき知的財産権を独占的に実施し又は実施し得ることを含む。）

ロ　許諾対象である甲及び乙の共有の知的財産権につき、甲が大学という特質から研究・教育目的（アカデミックユース）以外には自己実施をせず、かつ、乙が甲による第三者への実施の許諾を同意しない条件の下で、乙のみが当該知的財産権を実施し又は実施し得ること

（受託研究の題目等）

第２条　本研究の題目は契約項目表第１項に定めるとおりとする。

２　本研究の研究目的及び研究概要は、基本項目表第１項及び第２項に定めるとおりとする。

３　本研究の研究期間は、契約項目表第２項に定めるとおりとする。

（研究の遂行）

第３条　甲は、本研究を自己の責任において行うこととし、その実施にあたり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

２　乙は、本研究に関して乙の有する情報・知識等を甲の本研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

（再委託の制限）

第４条　甲は書面による事前の乙の承諾なしに、本研究の再委託等本契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

（研究担当者）

第５条　甲は、契約項目表第３項に定める者を本研究の研究担当者として参加させる。

２　甲は、甲に属する者を新たに本研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ乙に書面により通知する。

（研究経費の納付）

第６条　乙は、契約項目表第４項に定める甲の施設における研究経費を甲の発行する請求書により、基本項目表第３項に定める期日までに納付しなければならない。

２　乙は、所定の納付期限までに前項の研究経費を納付しなかった場合で、かつ、甲が求めるときは、その未納額に対し、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、納期日を経過した日における民法第４０４条に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額を延滞金として納付しなければならない。

（経理）

第７条　前条の研究経費の経理は甲が行う。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第８条　契約項目表第４項に定める甲の施設における研究経費により取得した設備等の取扱いは、基本項目表第４項に定めるとおりとする。

（施設・設備等の提供等）

第９条　甲は、本研究の用に供するため、乙が有する設備等のうち基本項目表第５項に定める設備等を乙から無償で甲の研究実施場所に受け入れるものとする。この場合、甲は、当該設備等の設置場所を無償で提供するとともに、当該設備等についてその据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

２　前項に定める設備等の搬入・搬出及び据付け・撤去に要する経費は、乙の負担とする。

３　甲は、本研究のために必要な場合には、乙の施設において研究を行うことができるものとする。この場合、乙の施設で研究を行う甲の研究担当者は乙の研究施設及び設備等を無償で使用できるものとする。ただし、甲は乙の情報管理、施設管理、安全衛生確保等に関する諸規程・規則等を当該研究担当者に遵守させるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第１０条　甲は、本研究の実施に当たり研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、乙の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本研究に参加させることができる。

２　甲は、前項に基づき研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。なお、研究協力者による本契約内容の違反については、甲の本契約の違反を構成するものとする。

（研究の中止又は期間の延長）

第１１条　甲及び乙は、研究遂行上やむを得ない事由がある場合は、相手方と協議の上、本研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

２　前項に基づき本研究を中止した場合において、甲が特に必要と認めるときは、甲乙協議の上、不用となった研究経費の額の範囲内でその全部又は一部を返還することができる。

（研究の終了）

第１２条　本研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

1. 契約項目表第２甲に定める研究期間が満了した場合
2. 研究期間満了前に受託研究が終了した場合
3. 甲及び乙が本受託研究の終了を合意した場合

（研究の中止又は終了に伴う研究経費の取扱）

第１３条　本研究が終了又は第１１条の規定により本研究を中止した場合において、第６条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は、甲において不用となった額の返還を請求することができる。

２　甲は、前項に基づく乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

（進捗状況の報告）

第１４条　甲は、本契約の有効期間中、本研究が円滑に遂行されるよう、必要に応じて、本研究の進捗状況を乙に報告（研究成果物の報告を含む。）するものとする。

（研究成果物に係る権利帰属）

第１５条　本研究に基づく研究成果物については、甲及び乙が別途共有に合意する場合を除き、甲に帰属するものとする。

（乙による研究成果物等の実施）

第１６条　乙は、研究成果物又は研究成果物に係る知的財産権を使用又は実施しようとするときは、別途甲と契約を締結し、当該契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

２　乙は、前項に定める知的財産権のうち特許出願又は実用新案登録出願を行ったもの（以下「特許権等」という。）につき、その出願日から３年間（以下「優先期間」という。）、独占的実施又は非独占的実施の選択について、甲と交渉する権限（以下「特許権等の独占交渉権」という。）を取得できるものとする。この場合、甲は、優先期間において特許権等の実施許諾について第三者と交渉できないものとする。

３　特許出願及び実用新案登録出願について発生する出願費及び権利維持にかかる費用等は、乙が負担する。ただし、前項に定める特許権等の独占的交渉権を放棄する場合は、この限りではない。

４　甲は、第２項に基づき乙が独占的実施を選択し、独占的実施許諾契約を締結した場合であっても、公共の利益を著しく損なうと認められるときは（適当な実施がなされない場合を含む。）、乙に対して書面で通知を行い、甲乙双方で改善策についての協議を行うものとする。

（秘密の保持）

第１７条　本契約において、秘密情報とは、甲及び乙が本研究の実施に当たり、相手方から開示又は提供を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報であって、以下のいずれかに該当するものをいう。

（１）「秘」等秘密である旨の表示を付した図面、技術資料等文書又は電子媒体により開示される情報

（２）口頭で開示される情報であって、開示の際に秘密である旨明示され、開示後１５日以内に開示内容が記載され、かつ「秘」等秘密の旨の表示を付した文書で提供された情報

（３）試料、サンプル、その他物で開示される情報であって、開示の際に秘密である旨明示され、開示後１５日以内に当該物を特定できる内容が記載され、かつ「秘」等秘密の旨の表示を付した文書が提供された当該物に係る情報

２　甲及び乙は、秘密情報について、開示・漏洩してはならず、かつ、本研究以外の目的に使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

（１）開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

（２）開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

（３）開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

（４）正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

（５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

（６）事前に相手方の同意を得た情報

３　甲及び乙は、秘密情報（前項ただし書きに掲げるものを除く。）につき、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられたときは、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関に対して当該情報を開示することができる。

1. 開示する内容をあらかじめ相手方に通知すること。
2. 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。
3. 開示に際して、当該情報が秘密である旨を文書により明らかにすること。
4. 開示に際して、法令等の定めに従い当該情報の秘密を保持する手続きをとることができる場合は、相手方と協議の上当該手続きをとること。

４　本条の有効期間は、基本項目表第６項に定める期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（甲による競争的研究費への応募に係る開示）

第１８条　乙は、甲又は甲の研究担当者が、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（以下、「競争的研究費」という。）に応募する場合、当該競争的研究費に係る公募要領等で定められる範囲内で、本契約に関連する事項を、前条の規定に関わらず、当該省庁等に開示することについて、あらかじめ同意する。

（教育及び学術研究目的による研究成果物の利用）

第１９条　甲及び乙は、本研究が大学との受託研究であることに鑑み、甲の教育及び学術研究目的の範囲内で、本研究の実施に当たり得た研究成果物を甲が無償で利用できることについてあらかじめ合意する。

（研究成果物の公表）

第２０条　甲及び乙は、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、本研究の実施に当たり得た研究成果物については、特段の事情がある場合を除き、原則として公表するものとする。ただし、公表に当たっては、第１７条の秘密保持契約を遵守するものとする。

２　前項に定める研究成果物の公表の時期及び方法については、甲乙の協議事項とするが、当該協議において研究成果の公表という大学の社会的使命につき最大限配慮しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第２１条　甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

（安全保障輸出管理）

第２２条　甲及び乙は、本契約に従い相手方から提供される貨物の輸出又は技術の非居住者への提供若しくは外国での提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続きを行う。

２　甲及び乙は、相手方から提供されるいかなる貨物又は技術も大量破壊兵器等の開発・製造・使用・貯蔵等の目的に自ら使用せず、また、係る目的に使用されることが判明している若しくは疑いがある場合は、直接・間接を問わず輸出又は非居住者への提供若しくは外国での提供を行わない。

３　甲及び乙は、本条の履行において必要な情報を相手方から要求されたときは、当該情報を書面等により提供する。

（反社会的勢力の排除）

第２３条　甲及び乙は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

（１）自らが、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でないこと又は反社会的勢力でなかったこと。

（２）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

（３）自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

　　　ア　相手方に対して脅迫的な言動をすること若しくは暴力を用いること又は相手方の名誉・信用を毀損する行為

　　　イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為

２　甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

（１）前項第１号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

（２）前項第２号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

（３）前項第３号の確約に反する行為をした場合

３　甲又は乙は、前項により本契約を解除されたことにより損害が生じたとしても、解除をした相手方に対し一切の損害賠償ないし補償に係る請求を行わない。

（契約の解除）

第２４条　甲は、乙が契約項目表第４項に定める研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後３０日以内に是正されないときは本契約を解除することができる。

（１）相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

（２）相手方が本契約に違反したとき

（損害賠償）

第２５条　甲及び乙は、第２３条第２項及び前条に掲げる事由並びに甲又は乙が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（契約の有効期間）

第２６条　本契約の有効期間は、本契約の締結日から契約項目表第２項に定める研究期間の終了日までとする。

２　本契約の失効後も、第１０条（研究協力者の参加及び協力）第２項、第１１条（研究の中止又は期間の延長）、第１５条（研究成果物に係る権利帰属）、第１６条（乙による研究成果物等の実施）、第１７条（秘密の保持）、第１９条（教育及び学術研究目的による研究成果物の利用）、第２０条（研究成果物の公表）、第２１条（権利譲渡の禁止）、第２２条（安全保障輸出管理）、第２３条（反社会的勢力の排除）、第２５条（損害賠償）、本条及び第２８条（裁判管轄）の定めは、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第２７条　本契約及び甲の受託研究取扱規程その他の関連規程に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

第２８条　本契約に関する紛争の管轄は、専属管轄の定めに該当する場合を除き、甲を管轄区域とする奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（法令等の遵守）

第２９条　甲及び乙はそれぞれ、本契約の履行において適用されるすべての法令及び指針等を遵守しなければならない。

（以下余白）